

岩手県告示第18号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成26年1月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
ファーマスクエア株式会社	東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号	ファミリー薬局東山店	一関市東山町松川字卯入道138番地3	平成25年10月31日

2 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社舞石興産	一関市花泉町花泉字下北浦29番地1	デイサービス舞乃湯	一関市花泉町花泉字松沢235番地	平成25年10月31日

3 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
ファーマスクエア株式会社	東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号	ファミリー薬局東山店	一関市東山町松川字卯入道138番地3	平成25年10月31日

4 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社舞石興産	一関市花泉町花泉字下北浦29番地1	デイサービス舞乃湯	一関市花泉町花泉字松沢235番地	平成25年10月31日